

重度心身障害者には 医療費を助成しています

重度心身障害者医療費制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

◆対象となる人

- ①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
 - ②療育手帳Aをお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
 - ④国民年金法施行令別表1級をお持ちの方
- ◆有効期間
平成17年7月1日から平成18年6月30日まで
- ◆助成の条件
一定の所得基準を超えない

方。(所得基準については福祉課にお問い合わせください。)

対象になると思われる方は申請をしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っておりますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、老人医療費受給者証をすでにお持ちの方に ついては、更新手続きをする必要はありません。

◆手続きに必要なもの

印鑑、保険証、対象になる要件を証明できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

◆お問い合わせ
福祉課 ☎77・5505

児童手当の手続きを お忘れなく

児童手当の支給を受けている方は、法律に基づき毎年6月1日から同月30日までに「現況届」の提出が義務付けられています。

「現況届」の提出がないと、受給の資格があっても6月分以降の児童手当が受けられなくなりますからご注意ください。

◆受給資格

小学校3年生の年度末までの児童を養育している人に支給されます。

◆児童手当の額

現に養育している児童で1人目および2人目の児童は月額5千円、3人目以降の児童は、月額1万円が支給されます。

◆手続き

福祉課または各総合支所および各出張所へ「現況届」を提出してください。

◆お問い合わせ

福祉課 ☎77・5506

受章・表彰

◆瑞宝双光章

絵堂光雄さん(西屋代)
(元公立中学校校長)



◆周防大島

ブロードバンド化推進チーム
地域の情報化ならびに情報通信の普及発展に功績が認められ、
4月18日、中国情報通信懇談会
から表彰を受けました。

めざせ! かしこい消費者

クレジットカードが盗まれ不正使用された

相談は 山口県消費生活センター
☎083(924)0999

や盗難・紛失のトラブルも多く注意が必要です。飲食店などで掛けておいた上着のポケットから財布ごと、あるいは相談者の様に車上荒らしに、空き巣に等々、その結果、盗まれたカードでキャッシングや高額な買い物もされてしまったという被害が後を絶ちません。

【相談】

夫名義のクレジットカードを妻がバッグごと盗まれ、勝手に購入されたテレビ代金30万円の請求を受けた。販売店でカードが不正使用された際、販売店の本人確認等対応にも問題がある。販売店に全く責任はないのか。

【ワンポイント講座】

クレジットカードは現金の持ち合わせが無くても一定額のキャッシングや買い物もでき、割引特典などもあって便利な存在です。

しかし、反面使い過ぎクレジットカードは本人携帯が原則になっており、家族カードでない限り例えば家族間でもカードの貸し借りは禁止されています。盗難・紛失に気づいたら直ぐにカード会社と警察に届けましょう。日ごろから連絡先を把握しておくことが大切です。また、カード会社の多くは、24時間の専用窓口を設けています。被害届を出し、カードの使用を緊急に止めることは被害を最小限にするためや保険の手続きなどに必要です。暗証番号は自分の生年月日や電話番号など第三者にもわかりやすい番号は避けましょう。